

最新判決情報

2014 年
[9 月分]

○東京維新の会事件

知財高裁 H26.9.11 H26(行ケ)10092 審決取消請求事件(股楽隆一裁判長)

第 41 類「芸・スポーツ又は知識の教授ほか」を指定役務とし、ドクター中松こと中松善郎氏が出願した本願商標「東京維新の会」(標準文字)が、著名な地域政党名に類似することを理由に、法 4-1-6 号(国、地方公共団体等の著名な標章と同一又は類似の商標)により拒絶されたため、当該審決の取消しが求められた事案である。

審査段階で本願商標は、7号の公序良俗違反で拒絶査定とされたが、審判段階で法 4-1-6 号の拒絶理由が新たに提示され、拒絶審決とされた。本願の出願当時、政治団体は設立されて居らず、また審決時にはすでに解散届けが提出されていたため、原告はこの点を問題にした。

これに対して知財高裁は、審査と審判は続審関係にあり、6号については特許庁の判断が下された審決時を判断時とすべきであるとし、本願の審決時には東京維新の会は解散していたものの、その旨が東京都公報に掲載されたのが審決後であるので、審決の判断は妥当であるとして、原告の請求を棄却した。

なおドクター中松氏は、商標「東京都維新の会」(第 5503113 号)や「平成維新の会」(第 5503114 号)も登録しているが、本当に第 41 類の役務にこれらの商標を使用する意図があるのだろうか。

○日本維新の会事件

知財高裁 H26.9.17 H26(行ケ)10090 審決取消請求事件(清水節裁判長)

同じく第 41 類を指定役務とする中松氏の本願商標「日本維新の会」(標準文字)が同じく法 4-1-6 号により拒絶されたため、審決の取消しが求められた。

審査経過は上記東京維新の会とやや異なり、拒絶査定時には日本維新の会は存在しなかったが、審決時には政党として存在していたので、審決の判断に誤りはないとされた。

なお余談だが、東京維新の会事件と日本維新の会事件とでは、訴訟代理人が異なっているが、中松氏に何か意図があつてのことだろうか。